

株主各位

証券コード 7494  
2023年12月6日

神奈川県横浜市戸塚区品濃町517番地2

株式会社 コナカ  
取締役社長 湖中謙介

## 第50期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第50期定時株主総会を後記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（「電子提供措置事項」といいます）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下よりご確認くださいませますようお願い申し上げます。

### 【当社ウェブサイト】

<https://www.konaka.co.jp/ir/>



（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「株主総会」を選択して、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

### 【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「コナカ」又は「コード」に当社証券コード「7494」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、書面又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後記のご案内にしたがって2023年12月21日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

◎本定時株主総会に出席される株主様へのお土産のご用意並びに茶菓のご提供はいたしません。  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

<b>1 日 時</b>	2023年12月22日（金曜日）午前10時
<b>2 場 所</b>	神奈川県横浜市戸塚区品濃町517番地2 <b>当社本店 5階 会議室</b> <small>（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）</small>
<b>3 目的事項</b>	<b>報告事項</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>第50期（2022年10月1日から2023年9月30日まで）連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</li> <li>第50期（2022年10月1日から2023年9月30日まで）事業報告、計算書類報告の件</li> </ol> <b>決議事項</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>第1号議案 剰余金処分の件</li> <li>第2号議案 定款一部変更の件</li> <li>第3号議案 取締役6名選任の件</li> </ol>

以 上

【株主総会参考書類等の電子提供に関するご案内】

- ◎2022年9月1日に施行された改正会社法により、株主総会参考書類等を書面でお届けするのは、株主総会の基準日までに書面交付請求をされた株主様のみで良いこととなりましたが、当社の本定時株主総会につきましては、議決権を有するすべての株主様に一律に、電子提供措置事項を記載した書面（「交付書面」といいます）をお送りしております。
- ◎本交付書面には、法令及び当社定款第17条第2項の規定に基づき、以下の事項（「交付書面非記載事項」といいます）を記載いたしておりません。従いまして、本交付書面は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした書類の一部であります。
- ・事業報告のうち、「新株予約権等の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
  - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
  - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- ◎交付書面非記載事項につきましては、前頁に記載の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載しております。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の両ウェブサイトに掲載させていただきます。

【お願い】

- ◎当日ご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。  
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使されるには、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2023年12月22日（金曜日）  
午前10時00分  
（受付開始：午前9時00分）



### 書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2023年12月21日（木曜日）  
午後5時30分  
到着分まで



### インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年12月21日（木曜日）  
午後5時30分  
入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書  
〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX股

XXXXXXXXXX年XX月XX日

1. \_\_\_\_\_  
2. \_\_\_\_\_

見本

ログイン用QRコード  
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX  
2桁のパスワード XXXXX

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1、2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

#### 第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

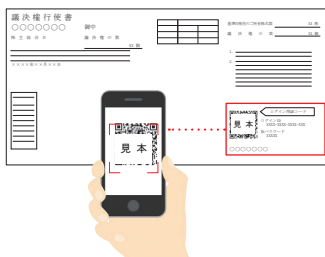
書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

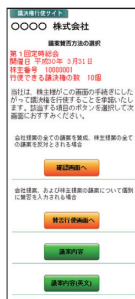
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

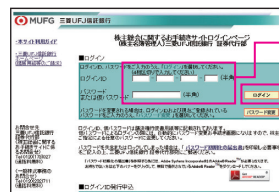
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



## ログインID・仮パスワードを入力する方法

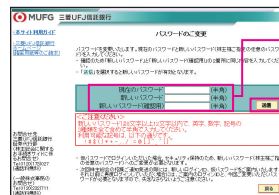
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力  
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力  
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、第50期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、期末配当を以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金10円  
配当総額は292,496,120円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2023年12月25日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案のとおり定款第47条（剰余金の配当等の決定機関）及び第48条（剰余金の配当の基準日）を新設し、併せて内容が重複する現行定款第8条（自己の株式の取得）、第48条（期末配当金）及び第49条（中間配当金）を削除するものであります。

また、条文の新設及び削除に伴い、条数の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款
第2章 株式 <u>（自己の株式の取得）</u> 第8条 当社は、 <u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により、自己の株式を取得することができる。</u>

変更案
第2章 株式  （削除）

現行定款	
第9条～第46条 (条文省略)	
第7章 計 算	
第47条 (条文省略)	
	(新 設)
	(新 設)
	(新 設)
	(新 設)
<u>(期末配当金)</u>	
<u>第48条 当社は、株主総会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</u>	
<u>(中間配当金)</u>	
<u>第49条 当社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</u>	
第50条 (条文省略)	

変更案	
第8条～第45条 (現行どおり)	
第7章 計 算	
第46条 (現行どおり)	
<u>(剰余金の配当等の決定機関)</u>	
<u>第47条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</u>	
<u>(剰余金の配当の基準日)</u>	
<u>第48条 当社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u>	
<u>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u>	
<u>3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u>	
	(削 除)
	(削 除)
第49条 (現行どおり)	

## 第3号議案

# 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので取締役6名の選任をお願いするものがあります。

取締役候補者は、次のとおりであります。



候補者番号

1

こ なか けん すけ  
湖 中 謙 介 (1960年10月16日生)

### 【略歴、当社における地位及び担当】

1982年4月	日本テーラー株式会社入社	2005年10月	当社代表取締役社長
1991年5月	当社と合併により、当社取締役	2018年12月	当社代表取締役社長CEO
1999年12月	当社常務取締役	2019年12月	当社代表取締役社長CEO
2003年2月	当社専務取締役		グループ代表（現任）

### 【重要な兼職の状況】

コナカエンタープライズ株式会社取締役  
株式会社アイステッチ取締役  
株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド取締役  
KONAKA (THAILAND) CO., LTD. Representative Director President

所有する当社の株式数

2, 180, 693株



候補者番号

2

ふる や こう じ  
古 屋 幸 二 (1969年7月31日生)

### 【略歴、当社における地位及び担当】

1991年4月	酒田時計貿易株式会社入社	2018年10月	当社入社
1998年9月	インターテックトレーディング株式会社取締役	2019年2月	当社執行役員
		2019年12月	当社常務執行役員COO
2002年1月	株式会社ホリ・エンタープライズ入社	2020年10月	当社専務執行役員COO
		2020年12月	当社取締役専務執行役員COO
2013年9月	アガタジャパン株式会社入社		経営企画室長兼店舗開発部長
2017年10月	同社取締役副社長		（現任）

所有する当社の株式数

12, 040株



所有する当社の株式数

16,540株

候補者番号

3

なか がわ かず ゆき  
中 川 和 幸

(1972年5月20日生)

**[略歴、当社における地位及び担当]**

1995年4月	当社入社	2023年10月	当社取締役常務執行役員CMO
2016年10月	当社執行役員		商品事業本部長兼コナカ事業本部長（現任）
2019年12月	当社取締役執行役員		
2021年12月	当社取締役執行役員CMO		

**[重要な兼職の状況]**

KONAKA (THAILAND) CO., LTD. Director



所有する当社の株式数

664,015株

候補者番号

4

こ なか りゅう すけ  
湖 中 龍 介

(1976年6月26日生)

**[略歴、当社における地位及び担当]**

2002年8月	当社入社	2021年12月	当社取締役執行役員管理本部 副本部長兼財務部長（現任）
2019年5月	当社執行役員		
2020年12月	当社取締役執行役員		

**[重要な兼職の状況]**

株式会社アイステッチ監査役





所有する当社の株式数  
7,000株

候補者番号

5

お お た あ や こ  
太 田 彩 子 (1975年9月12日生)

**[略歴、当社における地位及び担当]**

2001年6月	株式会社リクルート入社	2018年12月	当社社外取締役(現任)
2006年9月	株式会社ベレフェクト設立 代表取締役(現任)	2022年6月	SREホールディングス株式会社 社外取締役
2013年6月	株式会社CDG社外取締役	2022年6月	株式会社クルーパー(現 株式 会社アップガレージグループ) 社外取締役(現任)
2014年9月	同社取締役	2023年6月	SREホールディングス株式会社 社外取締役監査等委員 (現任)
2017年3月	アライドアーキテクツ株式会社 社外取締役		

**[重要な兼職の状況]**

株式会社ベレフェクト代表取締役  
SREホールディングス株式会社社外取締役監査等委員  
株式会社アップガレージグループ社外取締役



所有する当社の株式数  
1,500株

候補者番号

6

だ い も ん  
大 門 あ ゆ み (1983年10月11日生)

**[略歴、当社における地位及び担当]**

2011年12月	弁護士登録	2020年12月	E R A W A K E 株式会社設立 代表取締役(現任)
2012年8月	弁護士法人 法律事務所リエ ゾン(現 法律事務所リエ ゾン)入所	2021年4月	株式会社チャイルドビジョン・ ホールディングス(現 株式 会社インクモデル)社外監査役
2017年2月	法律事務所リエゾンパートナー	2021年12月	当社社外取締役(現任)
2020年6月	法律事務所UNSEEN設立 代表弁護士(現任)	2023年3月	株式会社ACSL社外取締役 監査等委員(現任)
2020年12月	弁護士法人UNSEEN設立 社員(現任)		

**[重要な兼職の状況]**

法律事務所UNSEEN代表弁護士  
株式会社ACSL社外取締役監査等委員

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 太田彩子氏及び大門あゆみ氏は、社外取締役候補者であります。
3. 太田彩子氏及び大門あゆみ氏を社外取締役候補者とした理由並びに両氏に期待される役割は以下のとおりであります。
- (1) 太田彩子氏は企業経営経験に加えて、人材育成や多様性推進に関する豊富な知識と経験を有していることから、当社のコーポレートガバナンス体制強化と人的資本経営推進の観点から適切な助言をいただくことを期待したためであります。
- (2) 大門あゆみ氏は弁護士としての専門的知見に加えて、法律事務所を設立し、依頼者に安心感を提供する活動に軸足を置く中で培った深い洞察力を有していることから、当社のコーポレートガバナンス体制強化と働きやすい職場づくりの見地から適切な助言をいただくことを期待したためであります。
4. 太田彩子氏及び大門あゆみ氏は、現在、当社の社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって太田彩子氏が5年、大門あゆみ氏が2年となります。
5. 当社は、太田彩子氏及び大門あゆみ氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、両氏の再任が承認可決された場合は、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が負担することとなる損害賠償金や争訟費用等の損害を、当該保険契約により填補することとしております。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新する予定であります。
7. 当社は、太田彩子氏及び大門あゆみ氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認可決された場合は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

## 【ご参考】

## 取締役候補者及び監査役のスキル・マトリックス

	氏名	年齢	在任年数	特に期待する経験・知見						
				経営	財務・会計	IT・デジタル	人事・人材育成	グローバル・SCM	サステナビリティ・ESG	法務・リスクマネジメント
取締役	湖中 謙介	63	32	●	●		●			●
	古屋 幸二	54	3	●		●		●		
	中川 和幸	51	4			●		●	●	
	湖中 龍介	47	3		●	●				
	<small>社外</small> 太田 彩子	48	5	●			●		●	
	<small>社外</small> 大門あゆみ	40	2							●
監査役	湖中 博達	59	11							●
	<small>社外</small> 森田 洋一	72	7							●
	<small>社外</small> 前田 隆夫	67	3		●					●

(注) 上記は特に期待する領域を示しているものであり、各対象者が有する知見や経験の全てを表すものではありません。

以上

# 事業報告

( 2022年10月1日から  
2023年9月30日まで )

## 1 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5月に移行された前後から社会経済活動の正常化が一段と進み、インバウンド需要も回復に向かうとともに、賃上げの動きの広がりが増え、サービス分野を中心に個人消費の拡大が持続しました。しかしながら、物価上昇の長期化に加えて、中国における景気減速や内外の金利動向等、先行きに対する不透明感も強まっています。

このような状況のもと、主力となるファッション事業においては、需要構造の変化に合わせて事業ポートフォリオの見直しを加速させました。「コナカ・フタタ」では、不採算店を中心に10店舗を退店したほか、人材の配置転換も進めて収益性の改善に努める一方、「着飾れ！ニッポン！」をスローガンに、ドレスアップしたスタイルに関する様々な提案を継続し、売上げの回復を図りました。都市部や繁華街に数多く立地する「SUIT SELECT」では、人流が回復した効果を最も享受しましたが、店舗網の採算性や効率性をさらに改善すべく、10店舗を退店すると同時に9店舗を新規に出店しました。オーダー専門の「DIFFERENCE」では、既製スーツを主力商品とする上記の両業態とは異なり、コロナ禍の影響に左右されることなく売上高を成長させ続けて、当期も12店舗を新規に出店しましたが、増加する需要への対応と品質・納期の維持とを両立させるため、出店ペースの調整や生産キャパシティの拡大等、持続的な成長に向けた基盤整備も行いました。この結果、株式会社サマンサタバサジャパンリミテッドの当連結対象期間（2022年9月1日から2023年8月31日）を含め、売上高は630億42百万円（前期比4.0%増）となりました。

フードサービス事業につきましては、「かつや」を中心に期間限定メニューと価格改定が奏功し、売上高は18億55百万円（前期比8.3%増）となりました。

教育事業につきましては、Kids Duoの生徒数の増加に加え、児童発達支援スクール「コペルプラス」も順次稼働を開始し、売上高は8億98百万円（前期比6.7%増）となりました。

グループの店舗数につきましては、サマンサタバサグループを含め、合計37店舗を新規に出店する一方、77店舗を退店し、721店舗となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は657億97百万円（前期比4.2%増）、営業損失は株式会社サマンサタバサジャパンリミテッドの営業損失12億15百万円を取り込んだ結果、9億12百万円（前期は営業損失32億55百万円）、経常損失は6億84百万円（前期は経常損失21億93百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失は1億61百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失32億31百万円）となりました。

事業別の売上状況は次のとおりであります。

商 品 別	金 額	構 成 比
	百万円	%
重 衣 料	24,311	37.0
中 衣 料	5,026	7.6
軽 衣 料	10,091	15.3
服 飾 雑 貨	23,119	35.1
そ の 他	493	0.8
フ ァ ッ シ ョ ン 事 業 計	63,042	95.8
フ ー ド サ ー ビ ス 事 業 計	1,855	2.8
教 育 事 業 計	898	1.4
合 計	65,797	100.0

- (注) 1. 重衣料…スーツ・フォーマル・イージーオーダー・コート  
2. 中衣料…ジャケット・ボトムス・アウター  
3. 軽衣料…カジュアル・ワイシャツ・ネクタイ・アンダーウェア  
4. 服飾雑貨…シューズ・バッグ・ジュエリー・アクセサリ  
5. その他…サービスの提供等

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、敷金及び保証金並びにソフトウェアを含め17億32百万円であります。その主たるものは、新規出店及び既存店舗の改装に係るものであり、その資金は自己資金で賄いました。

## ③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

## ④ 重要な企業再編等の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 47 期 (2020年9月期)	第 48 期 (2021年9月期)	第 49 期 (2022年9月期)	第 50 期 当連結会計年度 (2023年9月期)
売 上 高 (百万円)	47,842	58,584	63,174	65,797
親会社株主に帰属する 当期純損失 (百万円)	12,948	1,938	3,231	161
1株当たり当期純損失 (円)	444.71	66.56	110.99	5.52
総 資 産 (百万円)	69,486	58,835	54,307	50,612
純 資 産 (百万円)	32,014	25,051	19,797	19,437
1株当たり純資産額 (円)	982.69	801.70	657.10	648.55

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第49期の期首から適用しており、第49期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

## (3) 重要な子会社の状況

### ① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
コナカエンタープライズ株式会社	95百万円	100.0%	フードサービス事業及び教育事業
株式会社アイステッチ	10百万円	100.0%	ファッション事業
株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド	100百万円	59.1%	
株式会社バーデストローズジャパンリミテッド	19百万円	(59.1%)	
KONAKA (THAILAND) CO., LTD.	351百万バーツ	100.0%	

- (注) 1. 議決権比率の( )内の数値は、間接保有による議決権比率であります。  
2. 株式会社サマンサタバサジャパンリミテッドは、2023年5月31日付で減資を行い、資本金が減少しております。  
3. 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社5社を含め11社であり、前連結会計年度末と比較して清算終了により1社減少しております。

### ② 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、物価や賃上げの動向が個人消費に与える影響を注視していく必要があります。当社では、当期の月次の客単価が年間を通して前年同月を上回り続けましたが、今後も商品構成やそれに伴う価格政策は、ますます重要になると考えられます。

また、供給面での制約が機会損失に繋がるのを防止することも、喫緊の課題になっております。例えば、DIFFERENCEでは当期の需要ピーク時に、生産キャパシティに負荷がかかる事態を招きました。従来から強みとしてきた国内の生産背景を改めて整備するとともに、海外における生産拠点を拡大かつ分散してまいります。SUIT SELECT では、回復した客数や増加するパターンオーダー需要に対して、販売スタッフが不足気味になっておりますが、雇用形態や採用方法の多様化を図るとともに、中期経営計画に掲げたIT投資を着実に進め、販売以外のオペレーションを効率化してまいります。

さらには、グループ全体の事業ポートフォリオについても常に見直しを怠らず、経営資源の適正な配分や収益力の向上に取り組んでまいります。

#### (5) 主要な事業内容（2023年9月30日現在）

当社グループは、当社及び子会社13社により構成され、ファッション事業、フードサービス事業及び教育事業を主な内容として事業活動を展開しております。

#### (6) 主要な営業所及び店舗（2023年9月30日現在）

会 社 名	所 在 地	店 舗 数
当 社（株 式 会 社 コ ナ カ）	神奈川県横浜市戸塚区	428
コ ナ カ エ ン タ ー プ ラ イ ズ 株 式 会 社	神奈川県横浜市戸塚区	31
株 式 会 社 ア イ ス テ ッ チ	神奈川県横浜市戸塚区	10
株 式 会 社 サ マ ン サ タ バ サ ジ ャ パ ン リ ミ テ ッ ド	東京都港区	202
株 式 会 社 バ ー ン デ ス ト ロ ー ズ ジ ャ パ ン リ ミ テ ッ ド	東京都港区	43
K O N A K A ( T H A I L A N D ) C O . , L T D .	タイ王国バンコク都	7

(7) 従業員の状況 (2023年9月30日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
ファッション事業	1,995 (1,213) 名	83名減 (79名減)
フードサービス事業	26 (155) 名	7名増 (3名減)
教育事業	48 (54) 名	1名 (1名増)
全社 (共通)	341 (41) 名	11名増 (26名減)
計	2,410 (1,463) 名	65名減 (148名減)

- (注) 1. 従業員数は、就業員数であり、契約社員、パートタイマー及び人材派遣会社からの派遣社員は、( ) 内に年間の平均人員 (1名当たり1日8時間換算) を外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として記載されている従業員は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

区分	従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	842名	44名減	42.8歳	20.0年
女性	193名	16名減	32.5歳	9.2年
計	1,035名	60名減	40.9歳	18.0年

- (注) 従業員数には、社外への出向者 (3名)、契約社員 (276名)、パートタイマー及び人材派遣会社からの派遣社員 (年間の平均人員524名・1名当たり8時間換算) は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年9月30日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	10,748百万円
株式会社みずほ銀行	3,168
株式会社りそな銀行	2,082
株式会社横浜銀行	1,867
株式会社三菱UFJ銀行	1,528
三井住友信託銀行株式会社	417

- (注) 上記、借入金の一部には、財務制限条項が付されております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。



## 2 会社の現況

(1) 株式の状況（2023年9月30日現在）

① 発行可能株式総数 60,000,000株

② 発行済株式の総数 31,146,685株

③ 株主数 30,873名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
湖 中 謙 介	2,180	7.46
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,892	6.47
コ ナ カ 従 業 員 持 株 会	1,745	5.97
湖 中 博 達	942	3.22
甲 陽 ハ ウ ジ ン グ 有 限 会 社	798	2.73
S H O W A G R O U P 株 式 会 社	783	2.68
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	754	2.58
湖 中 雄 介	695	2.38
湖 中 龍 介	664	2.27
株 式 会 社 ク ラ ウ ン プ ラ イ ズ	600	2.05

(注) 1. 当社は、自己株式を1,897千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式（1,897千株）を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者
取締役（社外取締役を除く）	29,760株	4名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

## (2) 会社役員 の 状況

### ① 取締役及び監査役の状況 (2023年9月30日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長CEO グループ代表	湖 中 謙 介	コナカエンタープライズ株式会社取締役 株式会社アイステッチ取締役 株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド取締役 KONAKA (THAILAND) CO., LTD. Representative Director President
取締役専務執行役員COO	古 屋 幸 二	経営企画室長兼店舗開発部長
取締役執行役員CMO	中 川 和 幸	商品事業本部長兼コナカ事業本部長 KONAKA (THAILAND) CO., LTD. Director
取締役執行役員	湖 中 龍 介	管理本部副本部長兼財務部長 株式会社アイステッチ監査役
取 締 役	太 田 彩 子	株式会社バレフェクト代表取締役 SREホールディングス株式会社社外取締役監査等委員 株式会社アップガレージグループ社外取締役
取 締 役	大 門 あ ゆ み	法律事務所UNSEEN代表弁護士 株式会社ACSL社外取締役監査等委員
常 勤 監 査 役	湖 中 博 達	
監 査 役	森 田 洋 一	
監 査 役	前 田 隆 夫	株式会社日本国際放送監査役 公益財団法人大田区スポーツ協会監事

- (注) 1. 取締役太田彩子氏及び大門あゆみ氏は、社外取締役であります。  
2. 監査役森田洋一氏及び前田隆夫氏は、社外監査役であります。  
3. 監査役前田隆夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
4. 当社は、太田彩子氏、大門あゆみ氏、森田洋一氏及び前田隆夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する旨定款に定めております。当該規定に基づき、当社と社外取締役は責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、社外役員が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

### ③ 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、保険料は9割を当社、1割を取締役及び監査役が負担しております。当該保険契約により、被保険者が会社役員等としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされた場合の損害賠償金や争訟費用等の損害が填補されることとなります。

### ④ 取締役及び監査役の報酬等

#### (a) 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			員 数 (名)
		基 本 報 酬	業 績 連 動 報 酬 等	非 金 銭 報 酬 等	
取 締 役 (うち社外取締役)	85 (10)	78 (10)	—	7 (-)	6 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	20 (7)	20 (7)	—	—	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	106 (17)	98 (17)	—	7 (-)	9 (4)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
2. 当事業年度末日現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）、監査役3名（うち社外監査役2名）であります。

#### (b) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2006年12月15日開催の第33期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額350百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬限度額は年額35百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は13名、監査役の員数は3名であります。

また、上記の報酬限度額とは別枠で、2022年12月22日開催の第49期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対する譲渡制限付株式報酬の限度額は年額70百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、株式数の上限は年140千株以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の対象取締役の員数は4名であります。

**(c) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針等**

当社は、2022年11月14日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は次のとおりであります。

**a. 基本方針**

当社の取締役の報酬については、個々の取締役の報酬の決定に際して、企業価値の長期的、持続的な向上を目的に、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には基本報酬及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、予め定められた基本報酬のみを支払うこととする。

**b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）**

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、担当職務、業績、貢献度等に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、報酬委員会の答申を踏まえて、取締役会において決定するものとする。

**c. 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）**

取締役に対し、その在任中に一定の株式を取得、保有させることで企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限の解除を退任時とする譲渡制限付株式を、毎年、一定の時期に付与する。付与する譲渡制限付株式の個数は、報酬委員会の答申を踏まえて決定する。

**d. 基本報酬の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針**  
取締役の種類別の報酬額の割合については、当社と同程度の事業規模及び従業員数、関連する業種・業態に属する企業等を参考とした水準を考慮しながら、報酬委員会の答申を踏まえて決定する。

**e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項**

個人別の報酬額については、報酬委員会の答申を踏まえて、取締役会における報酬総額の決議に基づき、代表取締役社長がその具体的内容の決定について委任を受けるものとし、その権限の内容は、取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定である。

**(d) 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項**

取締役会は、代表取締役社長湖中謙介氏に対し、各取締役の報酬額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当職務に応じた貢献度等を総合的に評価するには、代表取締役社長が適していると判断したためであります。

## ⑤ 社外役員に関する事項

### (a) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役太田彩子氏は、株式会社ベレフェクトの代表取締役、SREホールディングス株式会社の社外取締役監査等委員及び株式会社アップガレージグループの社外取締役を兼務しておりますが、当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

取締役大門あゆみ氏は、法律事務所UNSEENの代表弁護士並びに株式会社ACSLの社外取締役監査等委員を兼務しておりますが、当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

監査役前田隆夫氏は、株式会社日本国際放送の監査役並びに公益財団法人大田区スポーツ協会の監事を兼務しておりますが、当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

### (b) 当事業年度における主な活動状況

氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 太田 彩子	当事業年度開催の取締役会23回のうち全てに出席しております。企業経営経験に加えて、人的資本経営や多様性推進に関する豊富な知識と経験を活かし、指名委員会及び報酬委員会の委員長として、両委員会の定例の活動のほか、サクセッションプランの検討や取締役会の実効性に関する評価の取りまとめを行うなど、当社のコーポレートガバナンス体制を強化するための適切な役割を果たしております。
取締役 大門 あゆみ	当事業年度開催の取締役会23回のうち全てに出席しております。弁護士としての専門的知見に加えて、その活動の中で培った深い洞察力を活かし、指名委員会及び報酬委員会の委員として、両委員会の定例の活動のほか、サクセッションプランの検討や取締役会の実効性に関する評価を行うなど、当社のコーポレートガバナンス体制を強化するための適切な役割を果たしております。
監査役 森田 洋一	当事業年度開催の取締役会23回のうち全てに、また、当事業年度開催の監査役会14回のうち全てに出席し、行政機関における豊富な経験と高い見識から必要に応じて適宜、必要な発言を行っております。
監査役 前田 隆夫	当事業年度開催の取締役会23回のうち全てに、また、当事業年度開催の監査役会14回のうち全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

### (3) 会計監査人の状況

#### ① 名称

監査法人ウィズ

(注) 当社の会計監査人であった仁智監査法人は、2022年12月22日開催の第49期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

#### ② 報酬等の額

区 分	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	53百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	53百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド及びKONAKA (THAILAND) CO., LTD. は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

#### ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2023年9月30日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>24,764</b>
現金及び預金	5,894
売掛金	2,826
商品及び製品	14,327
仕掛品	2
原材料及び貯蔵品	366
その他	1,347
<b>固定資産</b>	<b>25,848</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>13,296</b>
建物及び構築物	3,458
機械装置及び運搬具	10
工具、器具及び備品	430
土地	9,341
リース資産	31
建設仮勘定	23
<b>無形固定資産</b>	<b>555</b>
商標権	43
電話加入権	13
その他	498
<b>投資その他の資産</b>	<b>11,996</b>
投資有価証券	3,417
長期貸付金	556
敷金及び保証金	7,031
退職給付に係る資産	699
その他	339
貸倒引当金	△47
<b>資産合計</b>	<b>50,612</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>28,640</b>
支払手形及び買掛金	1,709
電子記録債務	2,331
短期借入金	12,075
1年内返済予定の長期借入金	7,652
未払金	341
未払費用	2,314
未払法人税等	366
未払消費税等	286
契約負債	896
賞与引当金	413
その他	252
<b>固定負債</b>	<b>2,534</b>
長期借入金	85
長期未払金	55
繰延税金負債	1,014
退職給付に係る負債	594
ポイント引当金	31
長期預り保証金	444
その他	308
<b>負債合計</b>	<b>31,175</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>17,070</b>
資本金	5,305
資本剰余金	13,253
利益剰余金	1,631
自己株式	△3,120
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>1,898</b>
その他有価証券評価差額金	1,840
為替換算調整勘定	△39
退職給付に係る調整累計額	98
<b>非支配株主持分</b>	<b>467</b>
<b>純資産合計</b>	<b>19,437</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>50,612</b>

## 連結損益計算書 (2022年10月1日から2023年9月30日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	65,797
売上原価	27,661
売上総利益	38,135
販売費及び一般管理費	39,047
営業損失	912
営業外収益	766
受取利息	25
受取配当金	38
不動産賃貸料	357
受取補償金	80
為替差益	87
その他	177
営業外費用	538
支払利息	169
不動産賃貸費用	74
株式交付費	214
その他	80
経常損失	684
特別利益	1,742
固定資産売却益	1,030
投資有価証券売却益	0
移転補償金	230
違約金収入	440
その他	41
特別損失	1,957
固定資産除却損	39
減損損失	1,839
店舗閉鎖損失	77
その他	0
税金等調整前当期純損失	898
法人税、住民税及び事業税	286
法人税等調整額	△804
当期純損失	381
非支配株主に帰属する当期純損失	220
親会社株主に帰属する当期純損失	161



# 計算書類

## 貸借対照表 (2023年9月30日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>15,028</b>
現金及び預金	3,640
売掛金	1,462
商品及び製品	8,533
原材料及び貯蔵品	257
前渡金	145
前払費用	348
関係会社短期貸付金	283
その他	356
<b>固定資産</b>	<b>25,520</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>8,522</b>
建物	1,558
構築物	32
工具、器具及び備品	271
土地	6,615
その他	45
<b>無形固定資産</b>	<b>202</b>
借地権	0
その他	202
<b>投資その他の資産</b>	<b>16,795</b>
投資有価証券	3,410
関係会社株式	5,672
長期貸付金	2,367
長期前払費用	41
敷金	4,302
保証金	881
前払年金費用	511
その他	92
貸倒引当金	△486
<b>資産合計</b>	<b>40,548</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>15,160</b>
支払手形	21
電子記録債務	2,191
買掛金	705
短期借入金	9,166
未払金	111
未払費用	1,269
未払法人税等	334
契約負債	778
預り金	99
賞与引当金	194
その他	288
<b>固定負債</b>	<b>1,994</b>
長期未払金	41
繰延税金負債	880
退職給付引当金	536
関係会社事業損失引当金	68
預り保証金	408
その他	59
<b>負債合計</b>	<b>17,154</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>21,553</b>
資本金	5,305
資本剰余金	14,745
資本準備金	14,745
<b>利益剰余金</b>	<b>4,622</b>
利益準備金	370
その他利益剰余金	4,252
圧縮記帳積立金	239
繰越利益剰余金	4,012
<b>自己株式</b>	<b>△3,120</b>
評価・換算差額等	1,840
<b>その他有価証券評価差額金</b>	<b>1,840</b>
<b>純資産合計</b>	<b>23,393</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>40,548</b>

## 損益計算書 (2022年10月1日から2023年9月30日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	37,498
売上原価	14,692
売上総利益	22,805
販売費及び一般管理費	22,480
営業利益	325
営業外収益	572
受取利息	39
受取配当金	37
不動産賃貸料	287
受取補償金	80
その他	128
営業外費用	286
支払利息	56
不動産賃貸費用	71
貸倒引当金繰入額	149
その他	10
経常利益	611
特別利益	924
固定資産売却益	254
投資有価証券売却益	0
移転補償金	230
違約金収入	440
特別損失	1,542
固定資産除却損	22
関係会社株式評価損	1,163
減損損失	282
店舗閉鎖損失	74
税引前当期純損失	6
法人税、住民税及び事業税	175
法人税等調整額	△343
当期純利益	161

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年11月22日

株式会社 コナカ  
取締役会 御中

監査法人ウィズ

東京都目黒区

指 定 社 員	公認会計士	佐 藤	遼
業 務 執 行 社 員			
指 定 社 員	公認会計士	植 地	亮 太
業 務 執 行 社 員			

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社コナカの2022年10月1日から2023年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社コナカ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年11月22日

株式会社 コナカ  
取締役会 御中

### 監査法人ウィズ

東京都目黒区

指 定 社 員 公認会計士 佐 藤 遼  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公認会計士 植 地 亮 太  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社コナカの2022年10月1日から2023年9月30日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年10月1日から2023年9月30日までの第50期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室、コンプライアンス室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な店舗において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人監査法人ウィズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人監査法人ウィズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年11月22日

株式会社コナカ 監査役会

常 勤 監 査 役	湖 中 博 達
監 査 役 (社外監査役)	森 田 洋 一
監 査 役 (社外監査役)	前 田 隆 夫

以 上

## 定時株主総会会場ご案内図

会場

神奈川県横浜市戸塚区品濃町517番地2  
当社本店 5階 会議室

交通のご案内

J R横須賀線 東戸塚駅下車東口 徒歩3分

